

2020年2月10日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

新型コロナウイルス感染症に関して 人権に配慮した対応の強化を要請する

新医協（新日本医師協会）
会長 今田隆一

〒171-0021
東京都豊島区西池袋 1-10-2
日高ビル 405
TEL03-3988-8387 FAX03-3983-6165
E-mail honbu@shinikyo.com
<http://shinikyo.com/access.html>

中国武漢から発した新型コロナウイルス感染症は急激な感染拡大を続けており、国民の健康を守る上で早急な対策が求められています。

政府は本症を「指定感染症」および「検疫感染症」とし、感染の可能性を持つ人々に検査の実施や陽性者の入院、発症確認までの隔離を強制する権限、及び流行地からの入国を制限する措置もとれることとなりました。

これらは本来、検査受け入れの可否や移動・居住の自由を行使する国民の権利を感染予防の必要から一時的に制限するものです。

しかし、ホテルや船舶個室から一步も出ない2週間は、個々人の衣食住や人との交流という日常から遮断され、画一的な衣食住と社会からの隔絶が強いられることとなります。それは身体にはもちろんのこと、精神的にも計り知れないストレスです。

一方、かつて公衆衛生の拠点であった保健所は、統廃合により住民の身近な存在ではなくなり、地域での健康を守る機能を果たし得ていません。そのような中、感染症に関する情報が錯そうし人々の不安が強まり、必要な医療機関でマスクや消毒薬などが入手できない事態も生まれています。

このような状況を踏まえ、新医協は、『国民の生命と健康を守り、国民本位の医学・保健・医療・福祉の進歩をめざす』ことを掲げる学術団体として、以下のとおり要請します。

【要請事項】

1. 政府や自治体、保健・医療機関は特定国からの入国制限や感染者との接触者への隔離を権限として行使するだけでなく、対象者の心身の健康管理のために必要な最大限の対応を要請します。

- (1) 必要な医療的ケアの保障
- (2) こころのケアスタッフを派遣し聴き取り支援の実施
- (3) 常用薬の確保と安定供給の保障

(4) 隔離期間に生じた不利益に対する可及的な対応

2. 過剰な不安を広げないために、新型コロナウイルスに関する正しい知識と情報を人々に分かりやすく伝えることと、患者やその接触者、特定国人への差別や排除を許さない毅然とした施策を要請します。また、隔離されている人々への、迅速かつ確実な情報提供を要請します。

3. 必要なマスクや消毒薬の供給と確保を要請します

4. 感染症対策の専門家・施設の充実を要請します

(1) 迅速な検査キットならびに効果的な予防・治療薬の開発

(2) 保健所や研究機関の充実

(3) 感染症に対応できる医療機関の体制強化